### 賠償責任を問われる場合があります

## 道路上に張り出している樹木は 伐探 しましょう!

### 問い合わせ先

- ●国道・県道に関すること 千葉県成田土木事務所管理課 ☎ (26) 4832
- ●市道に関すること 建設課 ☎ (93) 5747

市内の車道や歩道の一部に、隣接する山林 や個人宅地などから、樹木や枝の張り出し などにより、通行の妨げとなっている箇所 が見受けられます。

右のような状態が見受けられる土地(樹木) の所有者の皆さんには、当該樹木の伐採 または枝払いをお願いします。

### 事故発生

沿道の山林や生垣・庭木等からの倒木や張り出した枝により、 通行中の車両などが損傷する 事故が発生した場合

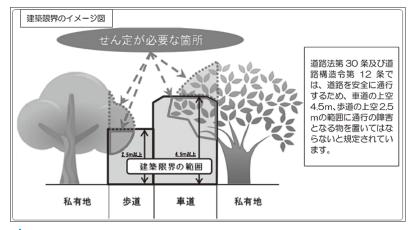


土地(樹木)の所有者が 民法の規定により 賠償責任を問われる場合があります

### 樹木の伐採・枝払いを行う必要のある状態

車道や歩道に 樹木や枝が 張り出している

竹木の繁茂による 通行障害がある 枯れ木や枯れ枝の 倒木による 通行障害がある



#### 建築限界

建築限界とは、道路を通行する車両の安全を確保するため、一定の幅・高さの 範囲に、通行の障害になるような物を置いてはいけないという、空間を確保 する限界のことです。

# 消費生活相談コラム 207

## 増加する中古自動車の売却トラブル - 強引な勧誘やキャンセル妨害も -

### 事例

- ●査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれてしまった。
- ●事業者が居座り帰らない様子だったので、やむなく契約してしまった。
- 契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を提示された。
- ●高額なキャンセル料の算出明細が示されない。

### アドバイス

- ●査定の場では契約せず、一度冷静に考えましょう。
- ●キャンセル条項など、事前に契約書をしっかり確認しましょう。
- ●査定サイトに書き込んだ情報で、複数社から勧誘されることがあります。
- ●修復歴や事故歴を事前に適切に告げていた場合、契約後の修復歴等を理由とした契約の解除や減額には応じる必要はありません。
- ●トラブルになったときは、消費生活センター等や業界団体の相談窓口に相談しましょう。

#### 【消費生活センター】

- ■日 時 月~金曜日 (祝日、年末年始を除く9:30~12:00/13:00~16:00)
- ■場 所 市役所分庁舎2階(商工観光課脇)
- ■その他 地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、 トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。







間 消費生活センター ☎ (93) 5348